

4. 栄養に関する情報の提供
5. 書類の整備

## 4. 栄養に関する情報の提供

給食施設は、乳幼児から高齢者までのライフステージにおいて、また病気の治療や介護が必要な人、事業所等で日頃健康に関心の薄い層など、様々な個人に対して組織（集団）単位で継続的にアプローチできる場です。また、より効果的に取り組むには、健康管理部門と連携が重要です。利用者が給食施設で得た栄養や健康に関する情報は、利用者を介して家族や地域住民へ波及することが期待できます。

### 第2-3 栄養に関する情報の提供について

- (1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

令和2年3月31日 厚生労働省健康局健康課長通知  
「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」抜粋

### 〈具体的な取組例〉

栄養指導室（健康管理室等）の設置、食に関するイベント・講演、栄養相談、ポスター、卓上メモ、パンフレット、組織内の機關誌 など

## 5. 書類の整備

栄養管理関係業務を適切に実施し、その内容を評価するために、業務内容が確認できる帳簿を適宜作成し、施設に整備します。

### 第2-4 書類の整備について

- (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。
- (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

令和2年3月31日 厚生労働省健康局健康課長通知  
「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」抜粋

〈食事計画や栄養管理の評価に必要な帳簿例〉

利用者の身体状況や栄養状態が把握できるもの  
給与栄養目標量が確認できるもの  
献立表、作業指示書  
実施給与栄養量が確認できるもの  
提供された食事の品質が確認できるもの  
委託契約の内容（仕様書等含む）  
※データで管理している帳簿を含む